

## 平成 26 年度 第 1 回国営事業評価技術検討会

日時：平成 26 年 5 月 21 日（水）14:00～14:30

場所：札幌第 1 合同庁舎 10 階 共用第 2・3 会議室

### 1. 開 会 (事務局)

ただ今から、平成 26 年度第 1 回国営事業評価技術検討会を開会いたします。

本日は、お忙しい中、委員の皆様におかれましては、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は、事務局を担当いたしております北海道開発局農業計画課の高井でございます。委員長が選出されますまでの間、委員会の進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いたします。

それでは、開催にあたりまして、仲家農業水産部長からご挨拶を申し上げます。

### 2. 農業水産部長挨拶

農業水産部長の仲家でございます。

本日は、本当にお忙しい中、委員の皆様には国営事業評価技術検討会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、各委員の皆様には日頃から農業農村整備のみならず北海道開発行政にご支援、ご協力を頂きまして、誠にありがとうございます。重ねて感謝を申し上げます。

土地改良事業等公共事業につきましては、一定の成果を果たしておりますけれども、一方で事業をめぐる情勢として、事業の長期化や費用対効果等に関するご指摘、ご批判もありました。そういうなかで土地改良事業だけではなく公共事業全体につきまして、政策評価の一環として事業評価制度を導入して事業の効率性、実施過程の透明性を確保する観点から、事業実施前の事前評価、実施中の評価であります再評価、そして事業が終わった後の効果を検証する事後評価という、PDCAサイクルをそれぞれの地区毎でも検証して次の事業展開に繋げていくということで取り組んでいるところです。

そのプロセスの中で第三者の先生方にも参加していただいて、幅広いご意見、ご指摘をいただき、事業の評価結果に反映し取りまとめていくということで、お願いをしているところでございます。

我々としてもこの委員会で様々な指摘を受け止めて、更なる事業展開に繋がっていきたくと考えていますので、よろしく願いたします。

あわせて、今、農政は大きく変わろうとしております。農政改革元年ということで、農林水産省は4つの改革として農地中間管理機構の創設、経営所得安定対策の見直し、日本型直接支払制度の導入、それから水田のフル活用と米政策の見直しといった改革を進めようとしております。改革を支えていく意味でも土地改良事業は非常に重要な役割を担っていると思いますので、改めて検討委員会の中で我々の事業を検証・評価していただきまして、我々も改革に向けて取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

非常に短期間で審議いただくこととなりますので、先生方におかれましてはお忙しい中ご負担をおかけすることと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で検討会開催の挨拶とさせていただきます。

(事務局)

ありがとうございました。

### 3. 委員紹介

(事務局)

それでは本日は第1回目の委員会でございますので、議事に先立ちまして、当技術検討会の委員にご就任いただいております先生方をご紹介させていただきたいと思っております。

アイウエオ順でご紹介させていただきます。

岡村 俊邦（おかむら としくに）委員です。

紺野 裕乃（こんの ひろの）委員です。

長澤 徹明（ながさわ てつあき）委員です。

中原 准一（なかはら じゅんいち）委員です。

波多野隆介（はたの りゅうすけ）委員です。

森 久美子（もり くみこ）委員です。

続きまして北海道開発局の出席者についても異動がありましたので、出席者を紹介させていただきます。

先ほど挨拶をいたしました、

仲家 農業水産部長です。

黒崎 調整官です。

飯田 農業計画課長です。

加藤 農業調査課長です。

菊池 農業整備課長です。

佐々木 農業施設管理官です。

宮崎 事業調査官です。

村上 土地改良管理室長です。

なお、河畑農業設計課長、吉田農業振興課長、半谷農業企画官、丸井農業振興対策官、三野事業計画推進官は欠席です。

最後に、事務局を担当しております、農業計画課の高井です。

#### 4. 委員長選任

(事務局)

続きまして、議事次第の4、委員長の選任に移らせていただきます。

国営事業評価技術検討会設置要領(第3条第2項)により、「委員長は委員による互選」となっておりますので、よろしくお願いいたします。

(委員より)

長澤委員にお願いしたいと思います。

(各委員)

異議なし。

(事務局)

それでは皆様方ご異議がないようでございますので、長澤委員を委員長といたします。これ以降の検討会の進行につきましては、長澤委員長にお願いいたしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

#### 5. 審 議

(長澤委員長)

それでは委員長に選任されましたので、一言ご挨拶申し上げます。

先ほど仲家部長の挨拶にもありましたように、最近の社会経済情勢から考えると公共事業のあり方は大きな関心と呼んでいると思われれます。この事業評価の意味も大変重いものであると認識しております。

国営事業の効果、北海道農業に対する効果、あるいは日本国全体に対する効果、それから事業実施に係る透明性などを社会に十分に説明する責任があり、それに対応できる評価となるようにしていかなければならないと思っています。

各委員のご協力を得て、円滑にこの仕事を進めていきたいと思っております。ご協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(長澤委員長)

それでは、さっそく議事次第に従って議事に入りたいと思っております。

まず、5の(1)「委員会の運営について」ですが、事務局より説明願います。

(事務局)

配付資料2の再評価事後評価関係要領等の10頁の国営事業評価技術検討会設置要領をお開き願います。本技術検討会の業務といたしましては、第2条に記載がありますとおり、「技術検討会の業務は、北海道開発局国営事業管理委員会による再評価及び事後評価の結果に対し意見を答申するもの」としているところであります。

その手順としては、現地調査や自治体、土地改良区、受益者との意見交換会などを行い、第2回技術検討会での審議を通じて答申をいただくこととなります。

次に検討会の公開のあり方につきましては、毎年、第1回目の検討会で検討を願っております。参考に昨年度の検討会の公開要領について説明させていただきます。

資料2の18頁をお開き願います。昨年の技術検討会の公開要領ですが、検討会の透明性を確保する観点から、1に原則として一般に公開するとし、一般傍聴についても、2以下の公開要領に沿って傍聴をいただくこととしております。

次に議事の公表につきましては、検討会終了後配布資料とともに、議事概要を公表し、さらに1週間以内を目途に議事録を作成し、各委員の内容確認を経た上で公表しているところであります。なお、議事録については発言者名を記して公表しているところであります。

また、技術検討会とは別に今月下旬からお願いしております、現地の状況確認と地元関係者との意見聴取、意見交換を行う現地調査につきましては、各委員が地区の最終的な評価に対し意見を述べるための途中段階で行っている調査であり、意見交換につきましては非公開とし、要請があれば実施日時、調査地区等を公表しているところであります。現地での議事録につきましては、第2回の技術検討会において議事概要を公表いたします。

なお、委員へのマスコミ等の取材についてですが、議事内容においては全て北海道開発局において公表しておりますので、例えば、委員間で異なった対応があり、後々誤解を生じることになればあまり良い結果にはならないと考えておりますので、

「委員が個別には対応しない。」というような運営方法をとりたいと考えています。

(長澤委員長)

ありがとうございました。

大きく2つありまして、まず技術検討会設置要領について説明がありました。第2条に記載されているように、技術検討会は北海道開発局国営事業管理委員会による評価結果に対し、意見を答申することとなっております。2点目は公開要領についてです。確認しておきたいと思います。

まず、一般傍聴を認めており、公開要領に沿って傍聴していただく、ということ。

2つ目には、技術検討会の議事録については発言者名を明記して公表する、ということ。

3つ目には、現地調査につきましては、各委員が地区の最終的な評価に対し、意見を述べるための途中段階で行っている調査であり、意見交換については非公開とする。要請があれば実施日時、調査地区等を公表する、ということ。

4つ目には、現地調査における議事録につきましては、第2回目の技術検討会において概要を公開する、ということ。

最後に、委員へのマスコミ等の取材については、委員が個別に対応しない、ということ。

以上のことについて委員の皆様からご意見・ご質問があればお願いします。

(各委員)

ありません。

(長澤委員長)

それでは、本年度はただいま確認いたしました内容で運営させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(長澤委員長)

ありがとうございました。

なお、評価の意見を取りまとめていく段階で、運営方針に変化が生じた、見直しをしなければならない場合には、別途技術検討会を開催して審議をしていきたいと思っておりますので、ご承知おき願います。

続いて、5の(2)「平成26年度事後評価地区について」事務局から説明願います。

(事務局)

平成26年度事後評価地区の説明前に、本年度の評価対象地区について説明させていただきます。これまで、技術検討会の中では再評価それから事後評価を対象に審議していただいたところであり、再評価につきましては、事業採択後5年が経過した時点で未着手の事業、あるいは事業採択後10年が計画した時点で継続中の事業又は事業採択後5年が経過した時点で継続中であって、地方農政局長が社会経済情勢の動向等を踏まえて予備的な検討を行い、再評価を行うことが必要と認めた事業については、当該時点の属する年度に再評価を行ってまいりました。これまでは毎年度、再評価を行う地区がありましたが本年度につきましては実施要領に照らし合わせた結果、対象となる地区がございませんので、再評価については該当なしとなっております。

続きまして事後評価について、説明させていただきます。事後評価の対象事業は、国営土地改良事業等のうち10億円以上のものであって、その工事完了の公告等があった翌年度から起算して概ね5年を経過したものとなっております。平成26年度に事後評価の公表をする地区については、平成20年度に完了公告を行った地区ということになります。6地区ありまして国営かんがい排水事業につきましては、いしかり地区、別海地区、芽室地区、雄信内地区の4地区、畑地帯総合土地改良パイロット事業につきましては天塩平原地区、国営総合農地防災事業につきましては石狩川愛別地区になります。雄信内地区と天塩平原地区につきましては、一体で評価することとしております。

(長澤委員長)

ありがとうございました。

事務局から説明がありましたが、再評価地区については該当がない、事後評価地区については6地区ということですが、なにか、ご質問・ご意見ございますか。

(各委員)

ありません。

(長澤委員長)

続いて、5の(3)「平成26年度スケジュール(案)」について事務局から説明願います。

(事務局)

資料の 26 頁をお開き願います。本日、第 1 回の事業評価技術検討会でありまして、7 月上旬予定の第 2 回事業評価技術検討会の間でそれぞれの地区で現地調査を行い、あわせて評価結果について諮問させていただき、7 月中旬には事業評価の結果の答申をいただきたいと考えております。公表の時期は、国営土地改良事業等事後評価実施要領に基づき、8 月末までに公表することとされておりますので、それに沿って評価結果の公表も取り進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(長澤委員長)

ご説明があったように、実施要領に基づき 8 月末までに評価結果を公表しなければならぬとなっておりますので、これに沿ってスケジュールが組まれているということになります。

なにか、ご質問・ご意見はありますでしょうか。

(各委員)

ありません。

(長澤委員長)

ありがとうございました。

よろしければ、本日の議事案件は以上で終了となります。

なお、本日の議事については、概要を作成してすみやかに公表するわけですが、内容確認につきましては、私にご一任いただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(長澤委員長)

ありがとうございました。

では、本日の検討会の具体的な公表について、事務局から説明願います。

(事務局)

本日の議事概要については、委員長に内容をご確認いただいた上で、配布資料とともに公表する予定です。議事録は来週に公表できるよう作業を進める予定です、公表前

に各委員にもご確認をいただいた上で公表したいと思います。

(長澤委員長)

ありがとうございました。

以上をもちまして、第1回検討会の審議は終了いたします。

## 6. 閉 会

(事務局)

ありがとうございました。

以上をもちまして、第1回の技術検討会を終了させていただきます。